

○長崎大学生物災害等防止安全管理規則

平成16年4月1日

規則第42号

改正 平成17年9月20日規則第40号

平成18年3月31日規則第24号

平成19年1月26日規則第1号

平成19年5月22日規則第26号

平成20年3月31日規則第33号

平成20年6月11日規則第36号

平成20年6月30日規則第41号

平成20年10月11日規則第48号

平成21年3月31日規則第11号

平成23年3月28日規則第11号

平成23年5月31日規則第29号

平成23年6月1日規則第31号

平成23年10月31日規則第39号

平成25年3月26日規則第5号

平成26年4月10日規則第21号

平成27年8月26日規則第21号

平成28年3月29日規則第12号

平成29年9月22日規則第32号

平成30年6月26日規則第34号

平成31年4月26日規則第22号

平成31年4月26日規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）の定めるところに基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において、生物学的目的で病原体等を実験的に取り扱う際、病原体等の取扱い及び管理を安全に行わせ、かつ、実験、研究その他の業務を必要以上に制約することなく生物災害を防止するための作業環境を整備し、特定病原体等による感染症及び監視伝染病

病原体による家畜伝染病（以下「感染症等」という。）の発生，まん延及び事故を防止することを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については，感染症法，家伝法その他関係法令（以下「感染症法等」という。）の定めるところによる。

2 この規則は，感染症法に基づく感染症発生予防規程及び家伝法に基づく家畜伝染病発生予防規程に定めるべき事項を含むものとする。

（定義）

第3条 この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等 病原微生物及び動植物が産出する毒性物質等，生物学的相互作用を通して人体や環境に災害を及ぼす可能性のある物質をいう。
- (2) 特定病原体等 病原体等のうち感染症法に規定する一種病原体等，二種病原体等，三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (3) 監視伝染病病原体 病原体等のうち家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）に規定する重点管理家畜伝染病病原体，要管理家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体をいう。
- (4) 生物災害等 病原体等が生物学的相互作用を通して人体や環境に及ぼす災害並びに病原体等の紛失，盗難，濫用・悪用等をいう。
- (5) 部局等 病原体等を実験的に取り扱う原子力災害対策戦略本部，研究開発推進機構，学部，研究科，附置研究所，病院，保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。
- (6) 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。
- (7) 職員等 病原体等を取り扱う職員（フルタイム及びパートタイマーを含む。），研究員，研究生，学生及び管理区域の維持・管理等のため立入りを許可された者をいう。
- (8) 管理区域 本学において特定病原体等及び監視伝染病病原体の安全な管理が必要な区域（実験室等，空調に関わる設備区域及び病原体等を保管又は滅菌する区域を含む。）をいう。
- (9) 実験室等 実験室，検査室及び実習室をいう。

（学長及び部局等の長の責務）

第4条 学長は，感染症法等及びこの規則に基づき，本学における生物災害等防止のための

安全確保に関して総括する。

2 学長は、感染症法等に基づき「特定病原体等所持者」又は「監視伝染病病原体所持者」となるときは、次の各号に掲げる必要な手続を行うものとする。

- (1) 病原体等の所持に係る許可申請及び届出
- (2) 病原体等取扱主任者の選任及び届出
- (3) 病原体等の受入、払出、使用等に関する記帳の義務化
- (4) 病原体等を取り扱う施設等に関する感染症法等の定める「施設の基準」及び「保管等の基準」に定める必要な措置
- (5) 事故発生時等の届出及び災害時の応急措置

3 部局等の長は、感染症法等及びこの規則に基づき、当該部局等における生物災害等防止のための安全確保に関して必要な措置を講じなければならない。

(運営委員会)

第5条 本学に、病原体等の安全管理に関する業務を円滑に運営するため、長崎大学生物災害等防止安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(監視委員会)

第6条 本学に、病原体等の取扱いの実施状況等を査察・監視し、本学における病原体等の安全かつ適切な管理を確認するため、長崎大学生物災害等防止安全監視委員会（以下「監視委員会」という。）を置く。

2 前項の監視委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(病原体等取扱主任者)

第7条 本学に、生物災害等防止のための安全確保に関し学長を補佐するため並びに特定病原体等及び監視伝染病病原体による感染症等の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、病原体等取扱主任者1人を置く。

2 病原体等取扱主任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、病原体等の取扱いの知識経験に関する要件として厚生労働省令及び農林水産省令で定めるものを備える者でなければならない。

3 病原体等取扱主任者は、学長が任命する。

4 病原体等取扱主任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 病原体等取扱主任者に事故があるときは、その都度第2項に定める要件を備える者のうちから学長の選任した代理者がその職務を代行する。

6 病原体等取扱主任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 病原体等取扱主任者は、立入り検査等への立会い、職員等への教育訓練等を行うとともに、二種病原体等及び監視伝染病病原体の取扱施設に立ち入る者に対し、感染症法等及びこの規則の実施を確保するための指示を行う。

2 病原体等取扱主任者は、第10条の安全責任者と緊密な連絡をとり、安全管理に関して安全責任者に指導、助言又は勧告するものとし、必要に応じ、安全責任者に報告を求めることができる。

3 病原体等取扱主任者は、運営委員会と十分連絡をとり、必要な事項について運営委員会に報告するものとする。

4 病原体等取扱主任者は、病原体等による感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関し必要と認めた場合は、部局等の長に勧告し、及び学長に意見を具申することができるものとする。

5 学長及び部局等の長は、前項の病原体等取扱主任者の勧告又は意見を尊重しなければならない。

(病原体等取扱副主任者)

第9条 本学に、病原体等取扱主任者を補佐するため、病原体等取扱副主任者を置く。

2 病原体等取扱副主任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、病原体等の取扱いに習熟した者でなければならない。

3 病原体等取扱副主任者は、研究を担当する副学長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 病原体等取扱副主任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 病原体等取扱副主任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全責任者)

第10条 部局等ごとに、当該部局等における安全管理に関し部局等の長を補佐するため、安全責任者1人を置くものとする。ただし、先導生命科学研究支援センターにおいては、必要に応じて当該センターの施設ごとに安全責任者1人を置くことができるものとする。

2 安全責任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害等の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者でなければならない。

3 安全責任者は、部局等の長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 安全責任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 安全責任者に事故があるときは、その都度、部局等の長の推薦に基づき、学長が任命す

る代理者がその職務を代行する。

6 安全責任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 安全責任者は、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う管理区域における安全管理状況を把握すること。
- (2) 実験等が感染症法等、この規則及び運営委員会が定める安全管理基準（以下「安全管理基準」という。）に従って適正に遂行されていること並びに特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う実験室等及び設備が感染症法等に従って適正に維持・管理されていることを確認すること。
- (3) 次条の作業責任者及び第13条の作業従事者に対する必要な指導、助言又は勧告を行うこと。
- (4) その他実験等に伴う生物災害等防止のための安全確保に関し必要な事項の処理に当たること。

2 安全責任者は、その任務を果たすに当たり、病原体等取扱主任者と十分連絡をとり、必要な事項について部局等の長を経て、運営委員会に報告するものとする。

3 安全責任者は、必要な事項について次条の作業責任者に報告を求めることができる。

（作業責任者）

第12条 特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う実験等ごとに、次条の作業従事者の中から、実験等の遂行に責任を負う者（以下「作業責任者」という。）を置くものとする。ただし、同一講座、部門等において複数の実験等が行われる場合で、実験等の管理監督に支障がないときは、当該実験等につき1人とするすることができる。

2 作業責任者は、感染症法等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害等の発生を防止するための知識及び技術並びにこれを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者でなければならない。

3 作業責任者は、第21条第7項に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」という。）を毎年受講するものとする。

4 前項に掲げるもののほか、作業責任者は、BSL3の実験室等において病原体等を取り扱うときは、第21条第8項に規定する特別教育訓練（以下「特別教育訓練」という。）を毎年受講するものとする。

5 作業責任者は、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験等の立案及び実施に際しては、感染症法等、この規則及び安全管理基準を遵守

すること。この場合において、運営委員会が実施する定期的若しくは臨時的な立入検査又は前条第1項第2号に規定する確認の結果、当該実験室等及び設備が感染症法等に従って適正に維持・管理されていないと判断された場合には、作業責任者の責任において必要な措置を講じなければならない。

- (2) 安全責任者との緊密な連絡の下に、実験等の管理監督に当たること。
- (3) 安全管理に関するマニュアルを作成し、所属部局等の長を経て、運営委員会に報告すること。
- (4) 第14条及び第15条の規定に基づき、実験室等の維持・管理等及び病原体等の取扱い等を適切に行うこと。
- (5) 安全管理に必要な整備及び点検を実施し、記録を保存すること。この場合において、この記録は、安全責任者、部局等の長、運営委員会又は監視委員会の求めに応じて提示するものとする。
- (6) 前号の点検は、次の各号に掲げる事項について1年に1回以上定期的に点検しなければならない。
  - ア BSL3施設…空調，風量，制御盤，エアフィルター等
  - イ 安全キャビネット…風速，風量，エアフィルター，密閉度等
  - ウ 滅菌設備…配管，安全弁，エアフィルター，運転調整等
  - エ 保管庫…施錠器具，ドアパッキン，運転調整等
  - オ その他病原体等の使用，保管又は滅菌等に関わる機器の状況
- (7) 事故が発生したとき又は第5号の点検の結果、異常を認めるときは、第3号に規定するマニュアルに従い、適切な処置を講じるとともに、必要に応じて第23条第4項、第24条第2項又は第25条第2項の規定により安全責任者及び部局等の長に連絡すること。
- (8) 次条の作業従事者に対して、感染症法等、この規則及び安全管理基準を熟知させるとともに、実験等に伴う生物災害等防止のため、第21条第1項に規定する教育訓練を行うこと。
- (9) 次条の作業従事者に対して、一般教育訓練を毎年受講させること。
- (10) 前号に掲げるもののほか、BSL3の実験室等において病原体等を取り扱う次条の作業従事者に対して、特別教育訓練を毎年受講させること。
- (11) その他安全管理に関し、感染症法等、この規則及び安全管理基準に定められた必要な事項を実施すること。

6 作業責任者は、その任務を果たすに当たり、安全責任者と十分連絡をとり、必要な事項について安全責任者及び部局等の長に、又は部局等の長を経て運営委員会に報告するものとする。

(作業従事者)

第13条 特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う実験等を行う者（以下「作業従事者」という。）は、実験等の実施に当たっては安全確保に十分に留意し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ病原体に係る標準実験法並びに実験等に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していることが望ましい。

2 作業従事者は、一般教育訓練を毎年受講するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、作業従事者は、BSL3の実験室等において病原体等を取り扱うときは、特別教育訓練を毎年受講するものとする。

4 作業従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自己及び周囲の環境の安全確保に関して責任を持つこと。

(2) 安全管理又は安全確保及び事故等に関する疑問点については、作業責任者の判断を仰ぐこと。

(3) 作業責任者の指示に従うこと。

(4) 第22条第2項に規定する健康診断を受診するとともに、自己の健康管理に配慮し、及び責任を持つものとし、病原体等の感染による病気の疑いがある場合には、作業責任者及び部局等の長に報告すること。

(5) 実験等に伴う生物災害等防止のための安全確保に関して、感染症法等、この規則及び安全管理基準に定められた必要な事項を実施すること。

(実験室等の維持・管理等)

第14条 作業責任者は、実験室等及び設備の整備状況に常に留意し、特定病原体等を取り扱う実験室等にあつては別表第1に掲げる特定病原体等を取り扱う施設の構造及び設備の基準を満たし、かつ、別表第2に掲げる特定病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準に従い、監視伝染病病原体を取り扱う実験室等にあつては別表第3から別表第8までに掲げる監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準を満たし、かつ、別表第9から別表第14までに掲げる監視伝染病病原体の使用の基準に従い、それぞれ維持・管理しなければならない。

2 同一病原体等における人、動物及び家畜で管理基準が異なる場合には、いずれか管理レベルの高い方を採用するものとする。

- 3 作業責任者は、承認を受けていない実験室等を特定病原体等又は監視伝染病病原体の取扱施設として使用する場合は、病原体等取扱施設申請書（別記様式第1号）により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 4 作業責任者は、前項の申請事項（施設の位置、構造及び設備を含む。）に変更の必要が生じた場合は、新たに申請し、承認を受けなければならない。
- 5 作業責任者は、前2項の規定により学長の承認を受けた特定病原体等又は監視伝染病病原体の取扱施設の使用を終了するときは、病原体等取扱施設使用終了届（別記様式第2号）により、所属部局等の長を経て、学長に届け出なければならない。
- 6 安全責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う実験室等及び設備を1年に1回以上定期的に点検し、別表第1から別表第8までに掲げる基準に適合していることを確認の上、その記録を5年間保存するものとする。
- 7 安全責任者は、前項に規定する定期点検の結果について必要な事項を部局等の長を経て運営委員会に報告するものとする。
- 8 作業責任者又は作業従事者が、その所属する部局等とは別の部局等の実験室等を利用する場合、当該実験室等の維持・管理等に関して本条で定める責任は、当該実験室等を所管する部局等の長が負うものとする。
- 9 前項の場合において、作業責任者は、この規則で定める必要な文書の提出及び報告等を、当該部局等の長及び自らが所属する部局等の長に行わなければならない。

（病原体等の取扱い等）

- 第15条 病原体等の取扱い、保管、運搬及び廃棄（以下「取扱い等」という。）に際しては、安全管理基準に従って行うものとし、環境汚染が生じないようにしなければならない。
- 2 本学においては、特定病原体等のうち一種病原体等の取扱い等はできないものとする。
  - 3 作業責任者は、特定病原体等又は監視伝染病病原体を取り扱う実験計画及び保管又は使用する特定病原体等及び監視伝染病病原体について、病原体等取扱申請書（別記様式第3号）により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
  - 4 前項の場合において、作業責任者は、一般教育訓練を作業責任者及び作業従事者が受講していなければ申請を行うことができない。
  - 5 前項に掲げるもののほか、作業責任者は、BSL3の実験室等において病原体等を保管又は使用しようとするときは、特別教育訓練を作業責任者及び作業従事者が受講していなければ申請を行うことができない。
  - 6 作業責任者は、第3項の申請事項に変更の必要が生じた場合は、新たに申請し、承認を



受けなければならない。

- 7 作業責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体以外の病原体等を取り扱う実験計画並びに保管又は使用する当該病原体等について、別に定めるところにより、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 8 作業責任者は、病原体等を海外から輸入する場合は、輸出者からの輸送前に当該病原体等の名称、数量、種別、輸送の方法等を書面で照会し、当該病原体等が感染症法等及びこの規則に適合しているかどうかを確認しなければならない。
- 9 作業責任者は、特定病原体等又は監視伝染病病原体を廃棄するときは、病原体等滅菌・廃棄届（別記様式第4号）により、所属部局等の長を経て、学長に届け出なければならない。
- 10 作業責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体の本学以外の機関への譲渡については、病原体等譲渡申請書（別記様式第5号）により、あらかじめ所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 11 作業責任者は、特定病原体等又は監視伝染病病原体を運搬しようとする場合は、感染症法及び厚生労働省令の規定に基づく運搬の基準、厚生労働省告示で定める特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準及び厚生労働省が定める特定病原体等の安全運搬マニュアル並びに家伝法施行規則の規定に基づく運搬の基準に従わなければならない。
- 12 作業責任者は、特定病原体等又は監視伝染病病原体を事業所外へ運搬しようとする場合は、病原体等運搬申請書（別記様式第6号）により、所属部局等の長を経て、学長に申請し、承認を受けなければならない。
- 13 学長は、前項の規定により承認を与えた場合は、感染症法に基づき、都道府県公安委員会に届け出なければならない。
- 14 作業責任者は、特定病原体等又は監視伝染病病原体を事業所内で運搬する必要がある場合は、別に定めるところにより行わなければならない。

（実験等又は作業従事者の審査等）

第16条 実験等について、実験室等、作業従事者の様態等を審査して特に危険であると運営委員会が認めた場合は、学長は、当該実験等又は作業従事者を制限することができる。

- 2 前項の審査は、実験室等の安全管理に関する整備状況、作業従事者の訓練、経験の程度等に基づき、行うものとする。

（管理区域への立入り制限）

第17条 次の各号に掲げる教育訓練を受講していない者は、特定病原体等又は監視伝染病

病原体を取り扱う管理区域に立ち入ることができない。

- (1) 一般教育訓練
  - (2) 当該管理区域の実験室等がBSL 3の場合は、特別教育訓練
  - (3) 当該管理区域の作業責任者が実施する教育訓練
- 2 前項の規定にかかわらず、作業責任者は、教育訓練を行う項目について十分な知識及び技能を有していると病原体等取扱主任者が認める者、病原体等取扱主任者の同意を得た見学者並びに運営委員会及び監視委員会の委員にあつては、自らの指導の下に、管理区域への一時的な立入りを許可することができる。
- 3 運営委員会及び作業責任者が実施する教育訓練を受講した者であっても、妊婦及び免疫不全者は、作業責任者の許可がなければ管理区域へ立ち入ることができない。
- 4 作業責任者は、必要と認めたときは管理区域への立入りを制限することができる。
- 5 運営委員会は、取り扱う病原体等によっては、管理区域への立入りを制限するよう部局等の長に勧告することができる。

(管理区域等に係る標示)

第18条 作業責任者は、特定病原体等、監視伝染病病原体又は運営委員会が分類する病原体の危険度分類においてBSL 2及びBSL 3とされた病原体等を保管する間又は使用して実験等を行う間は、保管施設及び実験室等の出入口に次に掲げる標示をしなければならない。

- (1) BSLのレベル
  - (2) 作業責任者の氏名及び連絡先
  - (3) 厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識
- 2 前項の病原体等の保管庫には、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識並びに作業責任者の氏名及び連絡先を標示しなければならない。

(記録及び保存)

第19条 前条第1項の特定病原体等(四種病原体等を除く。)及び監視伝染病病原体を取り扱う作業責任者は、当該病原体等の取扱い等に関して帳簿を整え、病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項、実験室の施設の点検、実験室への入退室、運営委員会及び作業責任者が実施する教育訓練の受講歴等について記録し、保存するものとする。この場合において、作業責任者は、当該帳簿の情報セキュリティを適切に行い、安全責任者、部局等の長、運営委員会又は監視委員会の求めに応じて提示するものとする。

- 2 前条第1項の特定病原体等(四種病原体等に限る。)を取り扱う作業責任者は、当該病原体等の取扱い等に関して帳簿を整え、病原体等の保管及び滅菌等の設備に関する事項、

実験室の施設の点検、運営委員会及び作業責任者が実施する教育訓練の受講歴等について記録し、保存するものとする。この場合において、作業責任者は、当該帳簿の情報セキュリティを適切に行い、安全責任者、部局等の長、運営委員会又は監視委員会の求めに応じて提示するものとする。

3 前2項に定める病原体等の取扱い等に関する帳簿のうち、監視伝染病病原体に関しては監視伝染病病原体記録台帳（別記様式第7号）により記録し、保存するものとする。

4 前3項の帳簿は、1年毎に閉鎖し、5年間保存するものとする。

（情報管理）

第20条 第14条、第15条及び第27条に定める特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱いに関する申請書、届出書及び報告書並びに前条の帳簿（以下「申請書等」という。）については、次に掲げる方法により管理しなければならない。

(1) 紙媒体の申請書等については、施錠可能なロッカー等に保管し、その鍵を適切に管理すること。

(2) 電子媒体の申請書等をパソコン等に内蔵された記録媒体に保存する場合は、関係者以外の者が申請書等のファイルへアクセスできないようネットワークへ接続しない等の必要な措置を講ずるとともに、ワイヤーロック等を用いパソコン等の盗難防止の措置を講ずること。

(3) 電子媒体の申請書等をパソコン等に内蔵された記録媒体以外の記録媒体に保存する場合は、当該記録媒体を第1号と同様の方法により保管すること。

(4) 電子媒体の申請書等は、定期的に紙媒体で出力し、第1号と同様の方法により保管すること。

（教育訓練）

第21条 作業責任者は、特定病原体等を取り扱う作業従事者に対し、実験等の開始前に感染症法その他関係法令、この規則及び安全管理基準を熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を行うものとする。

(1) 病原体等の性質及び管理に関すること。

(2) 危険度に応じた病原体等の安全な取扱いに関すること。

(3) 実施しようとする実験等の危険度に関すること。

(4) 事故発生の場合の措置に関すること。

(5) 物理的及び生物学的封じ込め等に関すること。

(6) 実験等を実施するに当たっての安全管理に関すること。

(7) その他安全管理に関して必要な事項

- 2 前項に定めるもののほか、作業責任者は、特定病原体等を取り扱う管理区域に初めて立ち入る者に対し、事前に教育訓練を行わなければならない。
- 3 作業責任者は、二種病原体等を取り扱う施設に立ち入る者に対し、感染症法その他関係法令に基づき、1年を超えない期間ごとに教育訓練を行わなければならない。
- 4 作業責任者は、監視伝染病病原体を取り扱う作業従事者に対し、実験等の開始前に家伝法その他関係法令、この規則及び安全管理基準を熟知させるとともに、第1項各号に掲げる事項について、3年を超えない期間ごとに教育訓練を行うものとする。
- 5 作業責任者は、監視伝染病病原体の取扱い等の業務に従事しない者に対する教育訓練は、対象者に応じた必要最低限の教育訓練等を適宜行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、病原体等取扱主任者は、必要に応じ、職員等に対し、病原体等の安全な取扱いに関する基本的な事項について教育訓練を行うものとする。
- 7 運営委員会は、病原体等を取り扱う職員等に対する学内共通の一般教育訓練を、年1回以上実施するものとする。
- 8 前項に掲げるもののほか、運営委員会は、BSL3の実験室等において病原体等を取り扱う職員等に対する学内共通の特別教育訓練を、年1回以上実施するものとする。

(健康管理)

第22条 部局等の長は、作業従事者に対し必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 前項の健康管理のうち、作業従事者に対して行う健康診断及びその結果の記録の取扱い並びに事後措置等で職員に係るものについては、長崎大学安全衛生管理規則（平成16年規則第38号）の定めるところによる。
- 3 職員以外の者に係る前項の措置については、職員に準じて行うものとする。
- 4 部局等の長は、必要に応じ、作業従事者が病原体等を取り扱う場合には、実験開始前に予防治療の方策についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 5 部局等の長は、必要に応じ、実験開始前及び開始後適当な時期に作業従事者から血清を採取し、作業従事者が本学に勤務しなくなってから2年以上経過するまで保存し、記録を作成するものとする。
- 6 部局等の長は、第13条第4項第4号の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、必要に応じて学長、運営委員会及び監視委員会に報告しなければならない。

(ばく露と対応)

第23条 次の各号に掲げる場合は、これをばく露として取り扱うものとする。

- (1) 外傷ばく露，吸入ばく露，粘膜ばく露等により，病原体等が職員等の体内に入った可能性がある場合
  - (2) 実験室等内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
  - (3) 病原体等により，実験室等内が広範囲に汚染された場合
  - (4) 職員等の健康診断の結果，病原体等によると疑われる異常が認められた場合
  - (5) 第13条第4項第4号に規定する報告があり，調査の結果，病原体等によると疑われる異常が認められた場合
- 2 前項第1号に掲げるばく露の可能性のある職員等がいる場合は，速やかに次に掲げる応急手当を行った後，長崎市保健所へ連絡し，直ちに指示された移動手段により長崎大学病院へ当該職員等を搬送するものとする。
- (1) 外傷ばく露，粘膜ばく露等により病原体等が体内に入った可能性がある場合は，傷口等を大量の水道水及び石鹼水により洗浄する。
  - (2) 吸入ばく露等により病原体等が体内に入った可能性がある場合は，口腔及び鼻腔を水道水及び石鹼水により洗浄する。
- 3 第1項のばく露を発見した者は，速やかに適切な消毒剤により現場の除染を行い，作業責任者，安全責任者又は部局等の長に汚染の範囲，ばく露したと思われる病原体等の種類及び身体的異常について報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた作業責任者，安全責任者又は部局等の長は，相互に連絡をとり，事態の状況を正確に把握するものとする。

(災害発生時の対応)

第24条 火災その他の災害により実験室等が危険度の高い病原体等によって汚染され，若しくは汚染されるおそれのある事態を発見した者は，直ちに作業責任者，安全責任者又は部局等の長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた作業責任者，安全責任者又は部局等の長は，相互に連絡をとり，事態の状況を正確に把握するものとする。
- 3 第1項の通報を受けた作業責任者は，周辺にいる者に事態の発生について周知するとともに，直ちに次に掲げる応急の処置を講じるものとする。
- (1) 病原体等の取扱施設又は病原体等が容器に収納されているもの（以下「病原性輸送物」という。）に火災が起り，又はこれらに延焼するおそれがある場合には，消火又は延焼の防止に努めるとともに，直ちにその旨を消防署等に通報すること。
  - (2) 病原体等による感染症等の発生を予防し，又はそのまん延を防止するため必要があ

る場合には、管理区域内にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

(3) 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、病原体等がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講じるよう努めること。

(4) その他病原体等による感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講じること。

4 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、防御具を着用すること、病原体等にばく露する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の病原体等のばく露をできる限り少なくするものとする。

(盗取、所在不明等の対応)

第25条 病原体等の盗取、所在不明等を発見した者は、次に掲げる措置を行うとともに、直ちに作業責任者、安全責任者又は部局等の長に報告しなければならない。

(1) 盗取、所在不明等の病原体等の種類及び数量を確認すること。

(2) 窓、扉等の破損等がある場合には、侵入防止策を講じること。

(3) 原因究明に支障を来さないよう、警察等が対応するまでの間、現場の保全を講じること。

(4) 盗取等の際に他の病原体等の容器等の破損があり、当該病原体等による周囲の汚染が考えられる場合は、その拡散防止措置を講じること。

2 前項の報告を受けた作業責任者、安全責任者又は部局等の長は、相互に連絡をとり、事態の状況を正確に把握するものとする。

(緊急時の措置)

第26条 第23条第3項の報告、第24条第1項の通報又は第25条第1項の報告並びに第23条第4項、第24条第2項又は第25条第2項の連絡を受けた部局等の長は、運営委員会委員長と連絡をとり、事態の状況を必要な部署に周知するとともに、当該委員長と協議した後、直ちに必要な措置（実験の一時停止及び病原体等に汚染された者又は汚染されたおそれのある者に対する医師の診察又は処置を含む。）を講じなければならない。

2 部局等の長は、事態の状況及び講じた措置について学長、運営委員会委員長及び監視委員会委員長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告が特定病原体等の盗取、所在不明等に関するものであるときは、感染症法で規定する事故として、遅滞なく警察署に届け出なければならない。

4 学長は、第2項の報告が監視伝染病病原体の盗取、所在不明等に関するものであるとき、地震、火災その他の災害が起こったことにより当該監視伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延したとき又は当該監視伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延するおそれがあるときは、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告しなければならない。

5 運営委員会委員長は、第2項の報告を受けたときは、委員会を招集し、実験の再開、中止その他必要な措置について調査審議し、その結果に基づき学長に意見を具申するとともに、監視委員会に報告するものとする。

6 学長は、第2項の報告及び前項の意見を踏まえ、直ちに適切な措置を講じ、その措置の内容を監視委員会に報告しなければならない。

(病原体等の保有状況に関する調査及び報告)

第27条 安全責任者は、学長が別に定めるところにより、各部局等が保有する病原体等の種類、保有量、保管場所等について調査し、その結果を記録及び保管するとともに、部局等の長を経て、学長に報告しなければならない。

(補則)

第28条 本学以外の研究機関等による規制を受ける病原体等の保管及び実験等の実施については、あらかじめ当該研究機関等の認可を受けるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、安全管理に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日規則第40号)

この規則は、平成17年9月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月26日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月22日規則第26号)

この規則は、平成19年5月22日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第33号) 抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月11日規則第36号）

- 1 この規則は、平成20年6月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎大学生物災害防止安全管理規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項第1号から第4号まで及び第7号の長崎大学生物災害防止安全委員会委員である者は、この規則の施行の日においてそれぞれ改正後の長崎大学生物災害防止安全管理規則（以下「新規則」という。）第7条第1項第1号から第4号まで及び第7号の長崎大学生物災害等防止安全委員会委員となり、その任期は、新規則第7条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第12条の生物災害防止安全主任者である者は、この規則の施行の日において新規則第13条の病原体等取扱主任者となり、その任期は、新規則第13条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成20年6月30日規則第41号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年10月11日規則第48号）

この規則は、平成20年10月11日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第11号）抄

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 改正後の長崎大学生物災害等防止安全管理規則の規定にかかわらず、生産科学研究科については、当該研究科が存続する間、なお従前の例による。
- 4 改正後の長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第3項の規定により工学研究科及び水産・環境科学総合研究科から最初に推薦され任命する安全責任者の任期は、同規則第15条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成23年5月31日規則第29号）

この規則は、平成23年5月31日から施行する。

附 則（平成23年6月1日規則第31号）抄

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
- 3 改正後の長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第3項の規定により産学官連携戦略本部長から最初に推薦され任命する安全責任者の任期は、同規則第15条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。



附 則

この規則は、平成23年10月31日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第5号）抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月10日規則第21号）

この規則は、平成26年4月10日から施行する。

附 則（平成27年8月26日規則第21号）

この規則は、平成27年8月26日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第12号）抄

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月22日規則第32号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日規則第34号）抄

改正 平成31年4月26日規則第23号

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

3 改正後の長崎大学生物災害等防止安全管理規則第10条第3項の規定により研究開発推進機構長から最初に推薦され任命する安全責任者の任期は、同規則第10条第4項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則（平成31年4月26日規則第22号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第23号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

特定病原体等を取り扱う施設の構造及び設備の基準

対象病原体等	2種病原体等		3種病原体等		4種病原体等	
	BSL 3	BSL 2	BSL 3	BSL 2	BSL 3	BSL 2
位置（地崩れ、浸水）	○	○	○	○	○	○
耐火構造又は	○	○	○	○	○	○

不燃材料（建築基準法）						
耐震構造	—	—	—	—	—	—
管理区域（例）	「実験室」，前室（検除く。），保管庫，滅菌設備等	「実験室」，保管庫，滅菌設備等	「実験室」，前室（検除く。），保管庫，滅菌設備等	「実験室」，保管庫，滅菌設備等	「実験室」，前室（検除く。），保管庫，滅菌設備等	「実験室」，保管庫，滅菌設備等
補助設備	—	—	—	—	—	—
管理区域の監視室	—	—	—	—	—	—
侵入防止の施設	—	—	—	—	—	—
実験室までの通行制限	—	—	—	—	—	—
保管施設（庫）	「実験室」内・管理区域内	「実験室」内・管理区域内	「実験室」内・管理区域内	「実験室」内・管理区域内	管理区域内	管理区域内
施錠等の設備・器具	○	○	○	○	○	○
通行制限等措置	○	○	○	○	—	—
実験室	「実験室」					

鍵	○	○	○	○	○	○
専用の前室	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—
シャワー室	—	—	—	—	—	—
インターロ ック	—	—	—	—	—	—
インターロ ック又は準 ずる二重扉	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—
実験室内	「実験室」					
壁・床・天井 等の耐水・気 密，消毒	—	—	—	—	—	—
壁・床等の消 毒	○	○	○	○	○	○
通話又は警 報装置	○	—	○	—	○	—
窓等措置	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—	○（検除 く。）	—
監視カメラ 等	—	—	—	—	—	—
安全キャビ ネット	○（クラス II以上）	—	○（クラス II以上）	—	○（クラ スII以	—

						上)	
給気設備	—	—	—	—	—	—	—
HEPA	—	—	—	—	—	—	—
稼働状況確認の装置	—	—	—	—	—	—	—
排気設備	○	—	○	—	○	—	—
HEPA	○（1以上）	—	○（1以上）（検除く。）	—	○（1以上）（検除く。）	—	—
再循環防止の措置	—	—	—	—	—	—	—
差圧管理で きる構造	○	—	○（検除く。）	—	○（検除く。）	—	—
稼働状況確認の装置	○	—	○（検除く。）	—	○（検除く。）	—	—
排水設備 * 2	○	—	○	—	○	—	—
稼働状況確認の装置	—	—	—	—	—	—	—
感染動物の飼 育設備	「実験室」 内	「実験室」 内 * 1	「実験室」 内	「実験 室」内	「実験 室」内	「実験 室」内 * 1	

滅菌設備	「実験室」 内又は取 扱施設内 (検に限 る。)	「実験室」 内又は取 扱施設内	「実験室」 内又は取 扱施設内 (検に限 る。)	「実験 室」内又 は取扱施 設内	「実験 室」内又 は取扱施 設内(検 に限る。)	「実験 室」内又 は取扱施 設内
維持管理						
点検・基準維 持	年1回以 上	年1回以 上	年1回以 上	年1回以 上	定期的	定期的
HEPA交換時 滅菌	—	—	—	—	—	—

備考

- 1 [実：実験室，検：検査室] 検査室の場合は，「実験室」を読み替える。
- 2 \*1：毒素の使用をした動物は，適用外とする。
- 3 \*2：高度安全キャビネットの場合は，適用外とする（実験室の場合）。

別表第2（第14条関係）

特定病原体等の保管，使用及び滅菌等の基準

		2種病原体等		3種病原体等		4種病原体等	
対象病原体等		BSL 3	BSL 2	BSL 3	BSL 2	BSL 3	BSL 2
保 管 の 基 準	密封容器に入 れ保管庫で保 管	○	○	○	○	○	○
	保管庫等の施 錠	○	○	○	○	○	○
	複数名での出 し入れ	—	—	—	—	—	—

	保管施設のバイオハザード標示	○	○	○	○	○	○
使用の基準	複数名での作業	—	—	—	—	—	—
	安全キャビネット内での適切な使用	○ (クラスⅡ以上)	—	○ (クラスⅡ以上)	—	○ (クラスⅡ以上)	—
	飲食, 喫煙, 化粧の禁止	○	○	○	○	○	○
	防御具の着用	○	○	○	○	○	○
	退出時の汚染除去等	○	○	○	○	○	○
	排気, 汚染排水・汚染物品の滅菌等	○ (排気, 汚染排水・汚染物品)	○ (汚染物品)	○ (排気, 汚染排水・汚染物品)	○ (汚染物品)	○ (排気, 汚染排水・汚染物品)	○ (汚染物品)
	管理区域に人がみだりに立ち入らない措置	○	○	○	○	○	○
	感染させた動物の持ち出し制限	○	○ *	○	○	○	○ *
	感染動物の逸走防止の措置	○	○	○	○	○	○

	「実験室」出入口へのバイオハザード標示	○	○	○	○	○	○
滅菌等の基準	汚染物品等の滅菌等	1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間 以上又は 同等以上 の効果を 有する方 法	【毒素】 1分以上 の煮沸又 は2. 5%以上 水酸化Na 浸漬30 分以上又 は同等以 上の効果 を有する 方法 【毒素以 外】 左記の方 法	1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間 以上又は 同等以上 の効果を 有する方 法	左記の 方法	1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間 以上又は 同等以上 の効果を 有する方 法	【毒素】 1分以上 の煮沸又 は2. 5%以上 水酸化Na 浸漬30 分以上又 は同等以 上の効果 を有する 方法 【毒素以 外】 左記の方 法
	排水の滅菌等	○ (1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間	—	○ (1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間	—	○ (1 2 1℃, 1 5分以上 の高圧蒸 気滅菌又 は0. 0 1%以上 の次亜塩 素酸Na浸 漬1時間	—

		以上又は同等以上の効果を有する方法)		以上又は同等以上の効果を有する方法)		以上又は同等以上の効果を有する方法)	
--	--	--------------------	--	--------------------	--	--------------------	--

備考

- 1 検査室の場合は、「実験室」を読み替える。
- 2 \*：毒素を使用した動物は適用外とする。

別表第3（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準

重点管理家畜伝染病病原体

家伝法第56条の8

	実験室	検査室	製造施設
1 管理区域	○	○	○
2 保管庫（実験室内等）	○	○	○
3 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	○※
ハ 前室			
(1) 出入口の構造	○	○	○
(2) シャワー室（インターロック付）	○	○	○
(3) 排水設備（滅菌等機能）	○	○	○
ニ	○	○	○
(1) 給気設備（1以上へパフイルター付）			



(2) 排気設備（1以上へパフフィルター付）	○	○	○
(3) 排水設備（滅菌等機能）	○	○	○
ホ 鍵	○	○	○
へ 陰圧構造	○	○	○
4 動物の使用			
イ 飼育設備（アイソレーター内or排気口付近）	○	○	○
ロ 焼却炉（取扱施設内）	○	○	○
5 滅菌等設備（実験室等内）	○	○	○
6 非常用予備電源設備（取扱施設内）	○	○	○
7 稼働状況の確認装置（監視者付）	○	○	○
8 定期点検	○	○	○

※ 病原体の拡散防止措置を示す。

別表第4（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準

要管理家畜伝染病病原体

家伝法第56条の9第1項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 管理区域	○	○	○	○
2 保管庫（実験室等内or保管施設内）	○	○	○	○
3 実験室等の設備				
イ 内部構造	○	○	○	○

ロ 安全キャビネット	○	○	○	○※1
ハ 前室				
(1) 出入口の構造	○	—	○	○
(2) インターロック	○	—	○	○
ニ 排気設備				
(1) 空気の流れ	○※2	—	○	○※2
(2) 1以上へパフイルター	○※2	—	○	○※2
(3) 稼働状況の確認装置	○※2	—	○	○※2
ホ 手洗い設備	○	○	○	○
へ 鍵	○	○	○	○
ト 密閉構造	○	○	○	○
4 動物の使用				
イ 飼育設備（アイソレーター内or排気口付近）	○		○	○
ロ 焼却炉（取扱施設内）	○		○	○
ハ シャワー室（前室内）	○※2		○※2	○※2
5 滅菌等設備（実験室等内）	○	○	○	○
6 非常用予備電源設備（取扱施設内）	○※2	—	○※2	○※2
7 定期点検	○	○	○	○

※1 病原体の拡散防止措置を示す。

※2 動物使用施設を除き平成29年3月31日までは適用しない。

別表第5（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準  
要管理家畜伝染病病原体（LPAI・動物不使用）

家伝法第56条の9第2項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 管理区域	○	○		○
2 保管庫（実験室等内or保管施設内）	○	○		○
3 実験室等の設備				
イ 内部構造	○	○		○
ロ 安全キャビネット	○	○		○※
ハ 前室				
(1) 出入口の構造	—	—		—
(2) インターロック	—	—		—
ニ 排気設備				
(1) 空気の流れ	—	—		—
(2) 1以上へパフィルター	—	—		—
(3) 稼働状況の確認装置	—	—		—
ホ 手洗い設備	○	○		○
ヘ 鍵	○	○		○
ト 密閉構造	—	—		—
4 動物の使用				
イ 飼育設備（アイソレーター内or排気口付近）				
ロ 焼却炉（取扱施設内）				

ハ シャワー室（前室内）				
5 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○		○
6 非常用電源設備（取扱施設内）	—	—		—
7 定期点検	○	○		○

※ 病原体の拡散防止措置を示す。

別表第6（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準  
 要管理家畜伝染病病原体（LPAI（確認済）・鳥類以外使用）

家伝法第56条の9第3項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 管理区域	○		○	○
2 保管庫（実験室等内or保管施設内）	○		○	○
3 実験室等の設備				
イ 内部構造	○		○	○
ロ 安全キャビネット	○		○	○※
ハ 前室				
(1) 出入口の構造	—		—	—
(2) インターロック	—		—	—
ニ 排気設備				
(1) 空気の流れ	○		○	○
(2) 1以上へパフィルター	○		○	○
(3) 稼働状況の確認装置	○		○	○

ホ 手洗い設備	○		○	○
ヘ 鍵	○		○	○
ト 密閉構造	—		—	—
4 動物の使用				
イ 飼育設備（アイソレーター内or排気口付近）	—		—	—
ロ 焼却炉（取扱施設内）	—		—	—
ハ シャワー室（前室内）	—		—	—
5 滅菌等設備（取扱施設内）	○		○	○
6 非常用電源設備（取扱施設内）	—		—	—
7 定期点検	○		○	○

※ 病原体の拡散防止措置を示す。

別表第7（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準

要管理家畜伝染病病原体（LPAI（確認済）・鳥類使用）

家伝法第56条の9第4項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 管理区域	○		○	○
2 保管庫（実験室等内or保管施設内）	○		○	○
3 実験室等の設備				
イ 内部構造	○		○	○
ロ 安全キャビネット	○		○	○※

ハ 前室				
(1) 出入口の構造	—		—	—
(2) インターロック	—		—	—
ニ 排気設備				
(1) 空気の流れ	—		—	—
(2) 1以上へパフイルター	—		—	—
(3) 稼働状況の確認装置	—		—	—
ホ 手洗い設備	○		○	○
ヘ 鍵	○		○	○
ト 密閉構造	—		—	—
4 動物の使用				
イ 飼育設備（アイソレーター内or排気口付近）	—		—	—
ロ 焼却炉（取扱施設内）	—		—	—
ハ シャワー室（前室内）	—		—	—
5 滅菌等設備（取扱施設内）	○		○	○
6 非常用電源設備（取扱施設内）	—		—	—
7 定期点検	○		○	○

※ 病原体の拡散防止措置を示す。

別表第8（第14条関係）

監視伝染病病原体を取り扱う施設の構造及び設備の基準

届出伝染病等病原体

家伝法第56条の32第1項

	実験室	検査室	製造施設
1 管理区域	○	○	○
2 保管庫（実験室等内or保管施設内）	○	○	○
3 実験室等の設備			
イ 内部構造	○※2	○※2	○※2
ロ 安全キャビネット	○	○	○※1
ハ 手洗い設備	○	○	○
ニ 鍵	○	○	○
4 動物の使用			
イ 飼育設備（実験室内）	○	○	○
ロ 排気設備or飼育設備（アイソレーター内）（LPAIワクチン株等使用）			
(1) 空気の流れ	○	○	○
(2) 1以上へパフイルター	○	○	○
(3) 稼働状況の確認装置	○	○	○
5 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
6 定期点検	○	○	○

※1 病原体の拡散防止措置を示す。

※2 平成29年3月31日までは適用しない。

別表第9（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

重点管理家畜伝染病病原体

家伝法第56条の24第1項

	実験室	検査室	製造施設

1 衣服①・防護具の着用（前室内）	○	○	○
2 衣服①・防護具で作業	○	○	○
3 安全キャビネットの使用	○	○	—
4 飲食等の禁止	○	○	○
5 衣服①・防護具の脱衣（前室内）	○	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
6 体表の汚染除去（前室のシャワー室）	○	○	○
7 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
8 汚染排水の排水設備・滅菌等設備による滅菌等 （実験室等内・前室内）	○	○	○
9 汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（実験室等 内）	○	○	○
10 感受性動物との接触の禁止	○	○	○
11 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
12 動物の使用			
イ 病原体等取扱主任者の立入りの許可	○	○	○
ロ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ハ 使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（実 験室等内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却炉による焼却（取扱施設 内）	○	○	○
ニ 衣服①・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ホ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○



1 3 標識（実験室等の前室の出入口）	○	○	○
1 4 許可所持者・病原体取扱主任者の管理区域への立入りの許可	○	○	○

別表第10（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

要管理家畜伝染病病原体

家伝法第56条の24第2項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 衣服②・防護具の着用（前室内）	○	—		○
衣服①・防護具の着用（前室内）（動物使用）	○		○	○
2 衣服・防護具で作業	○	○	○	○
3 安全キャビネットの使用	○	○	○	—
4 飲食等の禁止	○	○	○	○
5 衣服・防護具の脱衣（前室内）	○		○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室内）		○		
6 手洗い設備による洗浄（実験室内）	○	○	○	○
7 排気の排気設備による滅菌等（実験室内）	○※	—	○※	○※
8 汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（実験室内）	○	○	○	○
9 汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（実験室内）	○	○	○	○

1 0 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○	○
1 1 動物の使用				
イ 病原体等取扱主任者の立入りの許可	○		○	○
ロ 使用動物の持出しの禁止	○		○	○
ハ 使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○		○	○
ニ 使用動物の死体の焼却炉による焼却（取扱施設内）	○		○	○
ホ 体表の汚染除去（前室のシャワー室）	○※		○※	○※
ヘ 衣服①・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○		○	○
ト 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○		○	○
1 2 標識（実験室等の前室の出入口）	○		○	○
標識（実験室等の出入口）		○		
1 3 管理区域への立入りの制限	○	○	○	○

※ 動物使用施設を除き平成29年3月31日までは適用しない。

別表第11（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

要管理家畜伝染病病原体（LPAI・動物不使用）

家伝法第56条の24第3項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 衣服②・防護具で作業	○	○		○

2 安全キャビネットの使用	○	○		—
3 飲食等の禁止	○	○		○
4 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○		○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○		○
5 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○		○
6 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）				
7 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○		○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○	○
8 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○	○
9 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○	○
10 動物の使用				
イ 病原体等取扱主任者の立入りの許可				
ロ 窓の閉鎖				
ハ 使用動物の持出しの禁止				
ニ 使用動物の死体の密封容器による持出し				

使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）				
使用動物の死体の焼却炉による焼却				
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去				
へ 節足動物・げっ歯類の侵入防止				
1 1 標識（実験室等の出入口）	○	○		○
1 2 管理区域への立入りの制限	○	○		○

別表第12（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

要管理家畜伝染病病原体（LPAI（確認済）・鳥類以外使用）

家伝法第56条の24第3項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 衣服②・防護具で作業	○		○	○
2 安全キャビネットの使用	○		○	—
3 飲食等の禁止	○		○	○
4 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○		○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○		○	○
5 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○		○	○
6 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	○		○	○

7 汚染排水の密封容器による持出し (実験室等内)	○		○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌 等 (取扱施設内)	○		○	○
8 汚染物品の密封容器による持出し (実験室等内)	○		○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌 等 (取扱施設内)	○		○	○
9 無関係の動物の持込みの禁止	○		○	○
10 動物の使用				
イ 病原体等取扱主任者の立入りの 許可	○		○	○
ロ 窓の閉鎖	○		○	○
ハ 使用動物の持出しの禁止	○		○	○
ニ 使用動物の死体の密封容器によ る持出し	○		○	○
使用動物の死体の滅菌等設備に よる滅菌等 (取扱施設内)	○		○	○
使用動物の死体の焼却炉による 焼却	○		○	○
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗淨 前の汚染除去	○		○	○
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○		○	○
11 標識 (実験室等の出入口)	○		○	○

1 2 管理区域への立入りの制限	○		○	○
------------------	---	--	---	---

別表第13（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

要管理家畜伝染病病原体（LPAI（確認済）・鳥類使用）

家伝法第56条の24第3項

	実験室	検査室		製造施設
		非使用	その他	
1 衣服②・防護具で作業	○		○	○
2 安全キャビネットの使用	○		○	—
3 飲食等の禁止	○		○	○
4 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○		○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○		○	○
5 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○		○	○
6 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）				
7 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○		○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○		○	○
8 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○		○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○		○	○
9 無関係の動物の持込みの禁止	○		○	○

10 動物の使用				
イ 病原体等取扱主任者の立入りの許可	○		○	○
ロ 窓の閉鎖	○		○	○
ハ 使用動物の持出しの禁止	○		○	○
ニ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○		○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○		○	○
使用動物の死体の焼却炉による焼却	○		○	○
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○		○	○
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○		○	○
11 標識（実験室等の出入口）	○		○	○
12 管理区域への立入りの制限	○		○	○

別表第14（第14条関係）

監視伝染病病原体の使用の基準

届出伝染病等病原体

家伝法第56条の33第2項

	実験室	検査室	製造施設
1 衣服②・防護具で作業	○	○	○
2 安全キャビネットの使用	○	○	—
3 ドアの閉鎖	○	○	○

4 飲食等の禁止	○	○	○
5 衣服②・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
6 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
7 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
8 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
9 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
10 動物の使用			
イ 病原体等取扱主任者の立入りの許可	○	○	○
ロ 窓の閉鎖	○	○	○
ハ 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
ニ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ホ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○	○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却炉による焼却	○	○	○
ヘ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ト 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
11 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
12 管理区域への立入りの制限	○	○	○



別記様式第1号（第14条関係）

病原体等取扱施設申請書

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
作業責任者 (所属)・(職名)  
(氏名)

下記実験室等について、長崎大学生物災害等防止安全管理規則第14条第3項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の取扱施設として申請します。

1. 実験室等の名称	
2. 取扱病原体等の名称	
3. 取扱病原体等のBSL ※特定病原体のみ記載	①BSL3 ②BSL2 (いずれかを残す)
4. 取扱病原体等の分類 (感染症法及び家伝法で規定 する種別)	①二種病原体等 ②三種病原体等 ③四種病原体等 ④重点管理家畜伝染病病原体 ⑤要管理家畜伝染病病原体 ⑥届出伝染病等病原体 (いずれかを残す)
5. 使用開始年月日	令和 年 月 日
6. 実験室等の概略図	別途添付すること。 (安全キャビネット及びオートクレーブの設置場所を 明示すること。)

安全責任者

---

別記様式第2号（第14条関係）

病原体等取扱施設使用終了届

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
作業責任者 (所属)・(職名)  
(氏名)

下記実験室等について、長崎大学生物災害等防止安全管理規則第14条第5項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の取扱施設としての使用の終了を届け出ます。

1. 実験室等の名称	
2. 取扱病原体等の名称	
3. 取扱病原体等のBSL	①BSL3 ②BSL2 (いずれかを残す)
4. 取扱病原体等の分類 (感染症法で及び家伝法で 規定する種別)	①二種病原体等 ②三種病原体等 ③四種病原体等 ④重点管理家畜伝染病病原体 ⑤要管理家畜伝染病病原体 ⑥届出伝染病等病原体 (いずれかを残す)
5. 使用終了年月日	令和 年 月 日

安全責任者

---

別記様式第3号(第15条関係)

病原体等取扱申請書

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
作業責任者 (所属)・(職名)  
(氏名)

長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第3項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の取扱いを申請します。

1. 病原体等の名称等	名称： 数量： 種別： 二種病原体等・三種病原体等・四種病原体等・重点管理家畜伝染病病原体・要管理家畜伝染病病原体・届出伝染病等病原体 (いずれかを残す)
2. 病原体等を取り扱う目的	
3. 病原体等を用いた実験方法	
4. 実験期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
5. 実験終了後の病原体等の措置(消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入)	
6. 取扱場所(実験室等名)	
7. 保管場所及び保管責任者	(所属)・(職名) (氏 名)
8. 特定病原体等又は監視伝染病病原体を外部から受け入れる場合(外部機関名・取扱責任者名等)	
9. 運営委員会が開催する教育訓練の受講年月日(作業責任者)	一般教育訓練 年 月 日
	特別教育訓練 年 月 日
10. その他(動物実験の有無等)	
11. 作業責任者以外の作業従事者	(所属)・(職名) (氏 名)
12. 運営委員会が開催する教育訓練の受講年月日(作業従事者)	一般教育訓練 年 月 日
	特別教育訓練 年 月 日

安全責任者

別記様式第4号(第15条関係)

病原体等滅菌・廃棄届

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
作業責任者 (所属)・(職名)  
(氏名)

長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第9項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の滅菌・廃棄について届け出ます。

1. 滅菌・廃棄する病原体等の名称等	名称： 数量： 種別： 二種病原体等・三種病原体等・四種病原体等・重点管理家畜伝染病病原体・要管理家畜伝染病病原体・届出伝染病等病原体
2. 滅菌・廃棄の理由及び発生日	理由発生日：令和 年 月 日
3. 滅菌・廃棄の方法	
4. 滅菌・廃棄予定日	令和 年 月 日
5. 滅菌後の保管場所及び保管責任者	(所属)・(職名) (氏 名)
6. 備考	

安全責任者 \_\_\_\_\_

別記様式第5号（第15条関係）

病原体等譲渡申請書

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
 作業責任者 (所属)・(職名)  
 (氏名)

長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第10項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の譲渡について申請します。

1. 譲渡する病原体等の名称等	名称： 数量： 種別： 二種病原体等・三種病原体等・四種病原体等・重点管理家畜伝染病病原体・要管理家畜伝染病病原体・届出伝染病等病原体 (いずれかを残す)		
2. 輸入許可の有無又は届出確認の有無	(有・無)有の場合は、許可証明書又は確認書の写しを添付すること。無の場合はその理由を次の中から選ぶこと。 1. 国内分離株のため 2. 海外分離株だが監視伝染病の病原体でもなく届出病原体でもないため 3. その他：理由 ( )		
3. 譲渡する理由			
4.	許可の有無 (二種のみ)	有・無	
	譲渡先機関名		
	譲渡先機関の責任者	氏名	
		所属	
		住所	
	TEL： E-mail：		
譲渡先の施設名・搬入実験室等名	施設名： 実験室等名：		
5. 運搬方法	1. 郵便 2. 配達業者 3. 持参 4. その他 (上記の方法から選んで記載)		
6. 運搬予定日			
7. 備考			

安全責任者 \_\_\_\_\_

別記様式第6号（第15条関係）

病原体等運搬申請書

学 長 殿

申請日 令和 年 月 日  
作業責任者 (所属)・(職名)  
(氏名)

長崎大学生物災害等防止安全管理規則第15条第12項の規定に基づき、特定病原体等又は監視伝染病病原体の運搬を申請します。

1. 運搬する病原体等の名称等	名称： 数量： 種別：二種病原体等・三種病原体等・重点管理家畜伝染病病原体・要管理家畜伝染病病原体・届出伝染病等病原体（いずれかを残す）
2. 運搬先	
3. 運搬の目的	
4. 運搬の方法	車輛使用の有無（有・無）
5. 運搬予定日	令和 年 月 日
6. 運搬作業責任者	(所属)・(職名) (氏 名)
7. 運搬作業責任者以外の運搬業者	(所属)・(職名) (氏 名)
8. 運搬経路	運搬経路図（略図）を別途添付すること。
9. その他	

安全責任者

---

別記様式第7号（第19条関係）

監視伝染病病原体記録台帳									
監視伝染病病原体の種類：									
受入 年月日	由来・ 分与元	管理番 号	保管形 態	保管場 所	受入者	払出 年月日 等	払出の目的 及び使用 滅菌等 譲渡年月日	滅菌等の方法 及び場所	払出・使 用・滅菌従 事者
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：
							<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 滅菌等 <input type="checkbox"/> 譲渡 滅菌年月日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5( ) 場所：	払出： 使用： 滅菌：

別記様式第1号 (第14条関係)

別記様式第2号 (第14条関係)

別記様式第3号 (第15条関係)

別記様式第4号 (第15条関係)

別記様式第5号 (第15条関係)

別記様式第6号 (第15条関係)

別記様式第7号 (第19条関係)